

2018.8

消費生活センター「消費者相談」 / Consumer

「リボ払い」って何？ クレジットカードの契約は慎重に

【相談事例】

クレジット機能付きのポイントカードを契約した。計30万円の買い物にカードを使つたが、1回払いと伝えた。引き落とし口座に十分な預金があつたので支払い済みと思っていたが、3年後も支払いが残つてることが分かつた。カード会社に尋ねると「リボ払い」だからと言われたが、頼んだ覚えはなく納得できない。

【アドバイス】

「リボ払い（リボルビング払い）」とは、利用金額や件数に関わらず、毎月一定額を返済する方法です。支払い期間が長くなるので手数料がかさみ、支払総額が増加します。クレジット会社によってリボ払いの種類や利用方法も違うため、注意が必要です。

事例では、相談者はカード申し込み時に担当者から「リボ払い」を説明された覚えがなく、「リボ払い」の意味も知りませんでした。しかし、契約書を確認すると、カードの申込条件は「リボ払い」、毎月の返済額

は1万円（利息が加算される）とはつきり書いてありました。相談者の自署によるサインもあり、請求通り支払わなくてはなりませんでした。

クレジットカードを作る場合は、以下の点に気を付けてください。

- ①「契約書」をよく読み、不明な点があればその場で質問する
- ②カードの利用明細は必ず毎月目を通し、不正利用などがないかチェックする
- ③引き落としの金融機関の口座は定期的に記帳してチェックする



2018.9

消費生活センター「消費者相談」 / Consumer

災害に便乗した悪質商法に注意

【事例 1】

台風で屋根瓦が壊れて困っていたところ、「火災保険を使って自己負担なしで屋根の修理ができる」と言って業者が訪問してきたので契約した。業者に保険金の申請手続きを代行してもらい、振り込まれた保険金全額を前払いした。よく考えると工事費が高いと思うので、契約を解除したい。



消費者庁イラスト集より

【事例 2】

ボランティア団体を名乗る人から「被災地への支援金を集めている」という電話がかかってきたが信用していないのか分からぬ。

【アドバイス】

家屋が被災してしまった場合、火災保険がおりるかどうか、まずは自分で保険会社へ問い合わせましょう。

修理を依頼する際は複数の業者から見積もりを取り、家族や周囲の人に相談するなど、十分に比較検討してください。工事前にも関わらず、代金全額を請求する業者には注意が必要です。事例1のような訪問販売の場合、契約書面をもらって8日以内であればクーリングオフできますが、この期間を過ぎてしまうと、高額な違約金を請求される恐れもあります。

事例2は、災害に便乗した詐欺の可能性もあります。義援金を送るときは、信頼できる団体を通して送るようしましょう。

災害時でも契約は慎重に。少しでも不審に思つたら、消費生活センターに相談してください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、9:00～16:30、☎ 76・1004）まで。